

○財務省告示第三百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年十一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月六日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六百六

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適用 及び第六十二条第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格

十三二

の 経 利 入 価 ・
払 過 札 格 第
込 利 発 競 II
み 子 率 行 争 非

(一) 年〇・二パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により算出した金額を次の算
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{56}{365}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
に就いては、前記(一)の算式に
より算出した金額から当該金
額に百分の二十・三一五を乗
じた金額(ただし、三・一五を乗
じた金額)において、当該債
を發行時において取得する者
が非居住者又は外国法人であ
る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額(を控除することができる)。
平成二十五年三月二十日を支
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十四年十一月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額につき	平成二十九年九月二十日	平成二十九年九月二十日
					て、その日以、前六月間に属する
					を、支払う。前六月間に属する
					毎、三月二十日及び九月二十日
					の二期子以